

林地開発行為にかかる一体性の判断基準

奈良県水循環・森林・景観環境部森と人の共生推進課

災害防止等の観点から、地形および水の流れからみて同一の集水区域で行われる相互の開発行為は、一体性のある林地開発行為と判断するものとする。

また、集水区域が異なる場合であっても、人格・時期・場所の各項目において、下表に掲げる内容の一つ以上該当がある場合は、一体性のある林地開発行為と判断するものとする。

項目	内容	チェック欄
人格	同一事業者が開発行為を行う場合	
	複数の事業者が、特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為を行う場合	
	特定の開発目的をもつ開発行為を複数の事業者それぞれ分割させて行う場合	
	別々の法人であっても、役員が同一人である場合	
	別々の法人であっても、グループ関連会社である場合	
	別々の法人であっても、事業所等の所在地が同一である場合	
	別々の法人であっても、従前から共同事業を行っている実績がある場合	
	血縁関係にある複数の者（親族※）が開発行為を行う場合	
	数人が共同の意思をもって開発行為を行う場合	
	数人が開発する場合であっても、同一請負人が開発する場合	
土地所有者が同じである場合		
時期	開発行為の時期が重複する場合	
	前の開発行為の完了後、相当年数（5年程度）を経過しないで、次の開発行為を行う場合	
場所	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合	
	道路、防災施設（調整池、排水路等）が併用となる場合	
	全体計画があり、その一部の開発行為を行う場合	
	相互の開発行為地間の距離が30m未満である場合	

例) 人格「○」、時期「○」、場所「○」 → 一体性あり

人格「○」、時期「○」、場所「×」 → 一体性なし

※ 親族とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族に該当する者をいう（民法第725条）。